

議案第 14 号

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（平成31年野田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じ」を「に意見を提出する機会を付与するため、説明会を開催し」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項の周知又は説明会の開催」を「第1項の規定による説明会の開催及び戸別訪問等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、改正後の野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第7条の規定は、同年7月1日以後に着手する設置事業（この条例の施行の際現に改正前の野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第8条第1項の規定による協議を開始しているものを除く。）について適用する。

提案理由

太陽光発電設備の設置を行う事業者に対し、設置を行う前に地域住民等に対する説明会を開催し、及び説明会に係る報告書を提出することを義務付けし、並びに説明会の開催及び戸別訪問等により、地域住民等の理解を得るよう努めさせるため、関係規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(平成31年野田市条例第11号)

改正案	現行
<p>(設置事業の周知等)</p> <p>第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、<u>地域住民等に意見を提出する機会を付与するため、説明会を開催しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、第1項の規定による説明会の開催及び戸別訪問等により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(設置事業の周知等)</p> <p>第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、<u>地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、前項の周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>